ONLYSERVICE
オンリーサービス

規約集

お申し込みサービスの規約内容にご同意のうえ、
お申し込みください。
ONLY SERVICE・ONLY Mobile につきましては、
必ず該当の重要事項説明もお読み下さい。

※記載の価格は税抜価格です。
※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。
※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。
※最新の規約等についてはサービスホームページ (http://only.ne.jp) でご確認ください。

ONLYSERVICE by BENEFIT JAPAN

2014.10

目次

【ONLY SERVICE 会員規約】..2
【お申込による個人情報の取扱いについて】..3
【ONLY タブレットセキュリティサービス】..3
【ONLY タブレットサポート】..3
【ONLY 安心サービス】..4
【ONLY クラウドバックアップ AOS BOX】..4
【ONLY メールサービス】..5
【ONLY タブレットフィルタリングサービス】..5
【ONLY Office for Tablet】..6
【ONLY ムービー with U-NEXT】..6
【ONLY プロバイダー】..7
【ONLY スマホ安心サービス】..9
【ONLY インターネットセキュリティサービス】..9
【ONLY パソコン安心サービス】.. 10
【ONLY パソコンサポート】.. 10
【ONLY フィルタリングサービス】.. 11
【ONLY Office standard】... 11
【ONLY スマートパス パソコンソフト使い放題】.. 12
【ONLY 快速 for Android】... 13
【スマホで USEN】.. 13

【ONLY Mobile Xi® Ⅱ ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ】重要事項説明 16
【ONLY Mobile Xi® Ⅱ ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ】................................. 17
【ONLY Mobile 4G・ONLY Mobile プラス 4G】重要事項説明 20
【ONLY Mobile 4G・ONLY Mobile プラス 4G】.. 21
【ONLY Mobile LTE・ONLY Mobile プラス LTE】重要事項説明 23
【ONLY Mobile LTE・ONLY Mobile プラス LTE】... 24
【ONLY Wi-Fi 安心サービス】.. 26

ONLY Mobile Xi® Ⅱ及び ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ、ONLY SERVICE(各オプションサービス) 関する重要事項説明

キャンペーンについて

本サービスは㈱ベネフィットジャパン (以下、「当社」といいます) が運営している ONLY SERVICE 会員にご登録いただき、その会員として 2 年契約※ 1(自動更新) することで基本使用料金が割引きとなるキャンペーンです。本キャンペーンの適用条件としましては、ONLY Mobile Xi® Ⅱ又は ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱの 2 年契約が必須となります。本キャンペーン更新月以外は契約解除料が発生いたします。また機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払が済んでいない残債額のお支払が必要となります。ONLY SERVICE 会員についての詳細は別途規約集をご参照ください。お支払いはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。機器の機種につきましてはお申込書及びマイページ※ 2 に記載しておりますのでご確認ください。必ず重要事項説明と各ご利用規約をご確認・ご理解を頂きますようお願いいたします。また確認頂いた重要事項説明は大切に保管いただきますようお願いいたします。•「FOMA/ フォーマ」、「Xi/® クロッシィ」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。
※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目の末日までをいいます。2 年契約満了の翌月が更新月です。更新月はマイページ※ 2 でご確認ください。
※ 2.ONLY SERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、お客さま専用のページです。URL：http://bene.minami.tv/onlycontract/

ご利用可能なエリアについて

本サービスにおける ONLY Mobile Xi® Ⅱ•ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱでは、LTE、3G のマルチネットワークに対応しています。株式会社 NTT ドコモが提供する Xi® エリアでデータ通信を行うことができます。Xi® エリア以外では、FOMA® エリア•FOMA® ハイスピードエリアでもインターネットをご利用することができます。本サービスは電波を使用している為、本サービスエリア内でも屋内や周辺の障害物 (建物•地形) などによりご使用になれない事があります。又、高層ビル、マンションなどの高層階で見晴らしの良い場所であっても、ご使用になれない場合があります。電波の弱いところ、電波状態の悪い所ではご使用になれない場合があります。なお、電波が強くアンテナマークが 3 本立っていて、移動せずに使用している場合でも通信•通話が切れる事がありますのでご了承ください。電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。携帯端末に表示されるアンテナマークは目安としてご利用ください。なお、サービスエリアの詳細はホームページ http://servicearea.NTTdocomo.co.jp/inet/GoRegcorpServlet?rgcd=03# よりご確認ください。

最大通信速度について

ONLY Mobile Xi® Ⅱ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱエリアでは 2014 年 10 月現在、北海道、東北、信越、北陸、中国、四国、沖縄の一部エリアにて、下り最大 112.5Mbps または 100Mbps・上り最大 37.5Mbps、上記エリア以外では、下り最大 75Mbps・上り時最大 37.5Mbps(下り最大 37.5Mbps を一部含む) で通信が可能となっております。Xi® エリア外の場合、FOMA® ハイスピードエリア下り最大 14Mbps・上り最大 5.7Mbps、FOMA® エリア上り・下りとも最大 384Kbps でご利用になれます。東京、名古屋、大阪は現在主に、下り最大 75Mbps・上り時最大 37.5Mbps(下り最大 37.5Mbps を一部含む) のエリアとなっています。エリア•通信速度につきましては順次拡大中となっており下記【エリア•通信速度の注意事項】をご確認ください。』最大通信速度はベストエフォート (規格上の最大速度) であり、実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。インターネット接続に関して、プロバイダーの契約なしでご利用頂けますが、メールなどをご利用の際は各オプションサービスをお申込み下さい。ONLY Mobile Xi® Ⅱ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱでは、迷惑メール対策として、フリーメールなどをご利用の方 (Outlook Express/Windows mail に設定される方) に関しては、メール送信できなくなる可能性があります。送信サーバ (OP25B) を代替ポート (587 等) に変更頂く事で送信出来るようなります。詳しくは、各プロバイダーにお問合せ下さい。インターネット接続には初回に接続設定が必要ですので予めご了承ください。

通信速度の制御について

ONLY Mobile Xi® Ⅱ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱでは特にご利用の多いお客様に対して、当日を含む 3 日間の合計 SIM データ通信量が、500MB に達した場合、ネットワークの品質および利用の公平性確保を目的に、通信速度の制御を実施いたします。3 日間の合計 SIM データ通信量が、500MB を下回ると制限が解除されます。また、当月ご利用のデータ通信量が 5GB に達した場合、当月末までの通信速度の制御を実施いたします。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。なお有料での通信速度制限の解除サービス現在提供しておりません。

ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、ユニバーサルサービス料 (3 円 / 月 (税抜)) が別途かかります。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。
詳細は電気通信事業者協会ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) にてご確認ください。

国際ローミングについて

ご提供しておりませんのでご了承下さい。

ONLY Wi-Fi 安心サービスについて

通常使用による自然故障、偶然の事故 (火災、盗難、紛失、破壊、落雷、水漏れ等) で使用不能となった場合、リファビッシュ品の端末を 2，762 円 (税抜) で交換できます。
※但し、端末の SIM が必要な場合 (紛失や盗難・水没などで使用できない場合等) は 別途再発行手数料として、3，000 円 (税抜) が必要となります。※お申し込みは、当社及び ONLY SERVICE 取扱代理店にて ONLY Mobile Xi® Ⅱ**又は** ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱのご契約時と同時にお申し込みの場合に限られます。●モバイル機器交換の申請は、サービス開始日より 2 年間で 2 回を限度とします。●サービス開始は当社から端末を発送した翌月からとなります。●モバイル機器交換申請・受理された場合は、モバイル機器受取月の翌月 1 日から新しい端末を対象とした契約として更新することができます。その場合は更新された月の 1 日から 2 年間に 2 回の申請が限度となります。●前回の交換サービス実施日の翌日から 6 ヶ月経過しなければ、新しく申請ができません。●事故状況説明書および必要添付書類が提出されない場合、または本サービス利用料金の未納がある場合は交換サービス申請には応じられません。なお ONLY Wi-Fi 安心サービスにご加入いただいてない場合機器の再購入は 30，000 円 (税抜) となります。

料金・お支払いについて

ご利用料金についてはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。※クレジットカードは、契約者ご本人名義に限ります。未成年者 (12 歳以上 20 歳未満) の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額基本使用料】ご利用料金は ONLY Mobile Xi® Ⅱ又は ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ料月額、ONLY SERVICE 料月額、ユニバーサルサービス料月額の合計となります。一時中断している期間も月額基本使用料は発生します。※ ONLY Mobile Xi® Ⅱ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料の減額、日割計算は致しません。ONLY Mobile Xi® Ⅱ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ基本使用料月額 3，600 円 (税抜) となります。契約時の機器割賦代金が別途かかります。機器割賦代金お支払終了した月より基本使用料月額 3，250 円 (税抜) になります。また機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払が済んでいない残債額のお支払が必要となります。ONLY Mobile 新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】3，000 円 (税抜) ※初回のご請求については、事務手数料及びその他初回に対してかかる費用を合算して請求致します。ONLY MOBILE については当社が本サービスの提供開始日から請求開始と致します。その他 ONLY SERVICE(各オプションサービス) については当社が本サービスの提供開始日を起算月とし、その翌月からの請求開始と致します。

SIM ご利用上の注意

SIM の所有権は㈱ NTT ドコモに帰属しています。SIM は貸与品となります。ONLY Mobile Xi® Ⅱ**又は** ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ契約の解約等の際には、SIM を当社カスタマーセンター宛に解約月の翌月 5 日 19：00 までに、ご返却して頂く必要があります。紛失、破損等により SIM の返却が出来ない場合は SIM カード費用 3，000 円 (税抜) となります。SIM の仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

キャンセル・中途解約について

ご自宅で電波が入らない場合等、お申込書控え受取後、電話受付の場合は本書受取後 8 日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。但し部品紛失•箱損傷の場合はお受けできません。また、クーリングオフ期間を過ぎた場合は中途解約をお受けしております。(更新月以外に ONLY Mobile・プロバイダーサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。) クーリングオフまたは中途解約をご希望の場合は、下記当社カスタマーセンターにご連絡ください。速やかに対応いたします。
■電話番号 050-3387-0630 (受付時間 11:00 ～ 19:00 年末年始・当社指定休日等を除く)
■ SIM・商品返却先 〒 141-0031 東京都品川区西五反田 1-31-1 日本生命五反田ビル 3F 株式会社ベネフィットジャパン カスタマーセンター宛

契約期間・契約解除料について

契約満了月	『マイページ』でご確認ください。	更新月 (契約解除料がかからない月)	『マイページ』でご確認ください。

本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 2 年契約※ 1 となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り 2 年単位で自動更新されます。機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払が済んでいない残債額のお支払が必要となります。更新月以外の契約期間中にご解約された場合は、以下の契約解除料をお支払いいただきます。
※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目までの末日までとなります。2 年契約満了の翌月が更新月です。

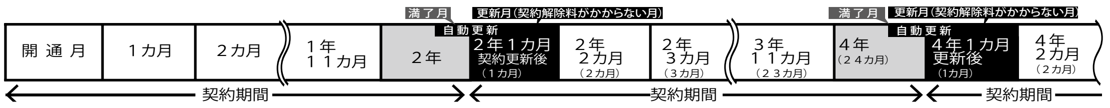

更新月以外	9，500 円 (税抜)

個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報に関しては、当社の提供するサービスに限って利用し、その他目的以外での使用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から当社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約をご辞退されたお申込関連書類に関しては当社が責任をもって一定期間経過後、機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。
【取得目的】・お客様との契約内容の確認及び契約承諾の為・お客様との取引・契約を円滑に履行する為・その他サービスのご案内等
【利用目的】(1) ご利用料金 (ご請求・お支払等) に関する業務 (2) 契約審査等に関する業務 (3) 通信機器等の販売に関する業務 (4) お客様相談対応に関する業務 (5) アフターサービスに関する業務 (6) オプションサービス追加・変更に関する業務 (7) サービス休止に関する業務 (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務 (9) アンケート調査に関する業務 (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務 (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務 (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務 (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務 (14) その他、契約約款等に定める目的
【提供】個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。
1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき　2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の承諾を得ることが困難である場合 3. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合 5. 法令により開示または提供が許容されている場合
【第三者の範囲】以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
1. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合 (なお、委託先における個人情報の取扱いについては当社が責任を負います。)
2. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスを受けられない場合があります。
【個人情報開示、訂正、削除請求方法】個人情報の利用目的の通知、開示、訂正•追加•削除請求は、本人、または法定代理人、本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付け致します。
【個人情報に関するお問合せ先】株式会社ベネフィットジャパン　個人情報保護管理者 取締役管理本部長　電話：06-6223-9888　http://www.benefitjapan.co.jp/
【個人情報に関する苦情・解決の申し出先】一般財団法人日本情報経済社会推進協会内　個人情報保護苦情相談室　フリーダイヤル：0120 － 700 － 779

ベネフィットジャパンカスタマーセンター・お問い合わせ先
050-3387-0630(年末年始・当社指定休日を除く)　11：00 ～ 19：00

【ONLY Mobile 対応機器販売利用規約】

株式会社ベネフィットジャパン (以下､「当社」といいます) が提供する ONLY Mobile サービス (以下､「本サービス」といいます) へお申込みいただく方で、当社から本サービスに対応した機器 (以下、「対応機器」といいます) の購入を希望される方 (以下、「契約者」) は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第 1 条 (対応機器の売買契約の成立)
1. 契約者は対応機器の購入を希望する場合、当社指定の方法に従って対応機器の購入申込みを行うものとします。
2. 契約者と当社との間の対応機器に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に基づく購入申込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、当社所定の方法で契約者へ通知することにより行われます。
3. 対応機器について当社が購入数量等を制限している場合、契約者は、その数量の範囲内で対応機器の購入申込みを行うものとします。
第 2 条 (申込みの拒絶)
1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、対応機器の購入申込みを承諾しない場合があります。
(1) 申込み情報に虚偽の情報があった場合
(2) 料金の滞納等がある場合
(3) 日本国外からの申込み又は配送先が日本国外の場合
(4) その他当社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合
2. 当社は、契約者による対応機器の購入申込みに関し、対応機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジットカード及び当該クレジットカード等の発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が契約者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。
第 3 条 (代金及び支払い方法)
1. 契約者は、当社が定める対応機器の販売代金 (以下、「端末代金」) を、当社が定める端末代金の支払い方法 (①割賦払いまたは②一括払いのいずれかとします) のうち、当社と合意した支払い方法に従って、当社に登録している決済手段により、支払うものとします。
2. 契約者は、本サービスを解約した場合で、未払いの端末代金があるときには、当社が指定する支払い方法により、当該未払いの端末代金を一括して支払うものとします。
第 4 条 (配送および所有権の移転)
1. 当社は、対応機器を当社の指定する配送業者により配送するものとします。
2. 当社は、売買契約締結後、契約者が当社へ通知した住所へ対応機器を配送するものとします。なお、対応機器の発送の時期については、契約者の本サービスに関する決済手段が確定した後となります。また、かかる配送の完了をもって、当社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. 対応機器の所有権は、契約者が当社へ端末代金の全額の支払いを完了した時点で、契約者へ移転するものとします。なお、契約者は、対応機器の所有権移転前においては、対応機器を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。
第 5 条 (初期不良及び返品)
1. 契約者の購入した対応機器について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合 (以下、「初期不良」と総称します) 又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他当社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、契約者は当社が対応機器毎に指定する連絡窓口に対し対応機器配送完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
2. 契約者は、前項に定める場合以外の対応機器の保証については対応機器毎に定める保証規定に従うものとします。なお対応機器の機器製造事業者の保証規定に基づく当該対応機器の保証について、当社は一切責任を負いません。
3. 対応機器について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
(1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合
(2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合
(3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
(4) 契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合
(5) その他、対応機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合
第 6 条 (期限の利益の喪失)
1. 契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
(1) 支払い期日に端末代金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
(5) 売買契約が契約者にとって商行為 (業務提携誘引販売個人契約を除きます) となる場合で契約者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により売買契約に基づく債務について期眼の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
(1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき。
(2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき
第 7 条 (遅延損害金)
1. 契約者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払い期日の翌日から支払い日に至るまで当該賦払金に対し、商事法定利率 (1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、端末代金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
第 8 条 (費用等の負担)
契約者は、端末代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。
第 9 条 (契約解除)
1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者に帰責事由がある場合、当社は契約者に対して当社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
(1) 契約者が第 6 条各項各号に違反した場合
(2) 当社に通知した住所に対応機器を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により対応機器の引き渡しができず、かつ対応機器の発送のときから一定期間が経過してもなお当該契約者から何らの連絡も無い場合
2. 前項の解除事由に該当する場合において、契約者に対応機器の引き渡しが完了しているとき、当社は、当該対応機器の返還を契約者に要求することができるものとします。契約者は、当社が返還を要求した場合、契約者の費用負担においてかかる対応機器を当社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。
第 10 条 (免責)
1. 当社は、対応機器の商品性又は契約者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、契約者による対応機器の使用その他売買契約に関して契約者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、当社が契約者による対応機器の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、当社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる場合においても契約者の購入した対応機器の端末代金相当額をその上限とします。
第 11 条 (住民票取得等の同意)
契約者は、本申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。
第 12 条 (合意管轄裁判所)
契約者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
第 13 条 (債権の譲渡)
当社は、契約者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び当社が契約者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2014 年 7 月 1 日制定
附則：この規約は 2014 年 7 月 1 日から実施

【ONLY Mobile Xi® Ⅱ・ONLY Mobile プラス Xi® Ⅱ】

第 1 章　総則
第 1 条 (規約の適用)
当社は､「基本プラン利用規約」(以下､「本規約」といいます) を定め､本規約により基本プラン (以下､「本サービス」といいます) を提供します。
2 第 4 条 (通知) に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3 当社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4 本規約は、当社が基本プランのオプションとして提供するサービス (以下、「オプションサービス」といいます) にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。
第 2 条 (規約の変更)
当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。
第 3 条 (用語の定義)
本規約で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。
(1)「会員」
当社と本サービスの利用に関する契約を締結している者をいいます。
(2)「本契約」
当社と会員の間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約をいいます。
(3)「オプション契約」
当社と会員の間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約をいいます。
(4)「端末機器」
本サービスを利用するために必要な通信機器をいいます。
(5)「SIM カード」
会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり、当社から会員へ貸与されるものをいいます。
(6)「個人情報」
個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。
(7)「ユニバーサルサービス料」
電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則 (平成 14 年総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて､当社が定める料金をいいます。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合があります。
(8)「接続事業者」
株式会社 NTT ドコモをいいます。
(9)「提供ソフトウェア」
本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、当社が会員に対してその利用を許諾するソフトウェア (アプリを含みますが、これに限られません。) の総称をいいます。
第 4 条 (通知)
当社から会員への通知は、会員が当社に登録したメールアドレス宛の電子メール、登録した住所宛の書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点または電子メールもしくは書面等が当社より発信された時点より効力を生じるものとします。

第 2 章　契約
第 5 条 (契約の単位)
本サービスは、1 つの通信可能な端末機器毎に 1 の本契約が成立するものとします。
2 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 5 台までの契約を申し込むことができるものとします。
第 6 条 (申込みの方法)
本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。
2 オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。
第 7 条 (申込みの承諾)
当社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、当社から本サービスの申込みをした者に対する申込受付完了メールの発信または当社が定める方法により行います。
2 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には当社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
(1) 本サービスの提供をすることが当社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
(2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込サービス以外の当社が提供する他のサービス (以下、「他サービス」といいます) の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
(3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
(4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
(5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
(6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
(7) その他、上記に準ずる場合で、当社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
3 オプションサービスの申込みについて、前 2 項を準用します。
第 8 条 (契約の成立)
本サービスの申し込みに対して、第 7 条 (申込みの承諾) で定める当社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。
第 9 条 (権利義務譲渡の禁止)
会員は、本契約およびオプション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。
第 10 条 (届出事項の変更等)
会員は､当社への届出事項 (氏名､住所､請求書の送付先､電話番号およびメールアドレス等) に変更があったときは､速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する当社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、当社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。
第 11 条 (会員の地位の承継)
法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2 会員が死亡した場合、本契約およびオプション契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、当社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第 12 条 (会員による解約) に準ずるものとします。
3 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
5 当社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取扱うことができるものとします。
第 12 条 (会員による解約)
会員は、本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。
2 当社は、当月の 20 日 (土日祝日および当社指定休日の場合は前営業日とします。) までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20 日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
3 会員は、前各項の規定に基づき、当社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。
第 13 条 (当社による解約)
当社は、会員が第 19 条第 1 項 (利用停止) のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約できるものとします。
2 当社は、会員が第 19 条 1 項 (利用停止) のいずれかに該当する場合において、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
3 当社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプション契約を解約することができるものとします。
4 当社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
5 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等当社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。
第 14 条 (最低利用期間)
本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 2 年契約※ 1 となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り 2 年単位で自動更新されます。
※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目までの末日までとなります。2 年契約満了の翌月が更新月です。
2 会員は、第 12 条 (会員による解約) または第 13 条 (当社による解約) の規定により、前項に定める更新月以外の

契約期間中に解約が成立したときは、契約解除料 9,500 円 (税抜) を当社の定める期日までに支払うものとします。

第 3 章　サービス
第 15 条 (サービス内容)
本サービスの内容は、別記「サービス内容」に定めるものとし、その詳細および本サービス利用に必要な端末機器は別に定めるところによります。 本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。
2 当社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。
3 当社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。
4 会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。
5 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位が承継されるものとします。
6 当社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。当社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。
7 当社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。当社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。
8 当社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性 (高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限られません) を保証しません。
第 16 条 (サービス提供エリア)
本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。
第 17 条 (提供の中止)
当社は、次の場合には緊急やむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。
(1) 当社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
(2) 当社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
(3) 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
(4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、当社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
第 18 条 (会員からの請求によるサービスの一時中断)
1．当社は、会員から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断 (その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします) を行います。
2．前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3．本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とします。
4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金 (月額基本料、ユニバーサルサービス料および (有料サービス) 等の月額料は発生します。
第 19 条 (利用停止)
当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
(2) 虚偽の届出をしたことが当社に判明したとき。
(3) 第 10 条 (届出事項の変更等) の規定による届出を怠ったことにより、会員が当社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかな場合であって、当社がその事実を確認したとき。
(4) 第 19 条 (禁止事項) の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
(5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
(6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
(7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは料金集金制度取扱会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
2 当社は、当社と複数の契約を締結している会員 (住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と当社が判断した場合を含みます) が、そのいずれかの契約において、前項第 1 号から第 7 号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
3 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、当社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。
4 当社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。
第 20 条 (禁止事項)
会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為 (そのおそれのある行為を含みます。) を行わないものとします。
(1) 他人 (甲を含みます。以下同様とします。) の知的財産権その他の権利を侵害する行為。
(2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
(4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
(5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
(8) 無限連鎖講 (ネズミ講) を開設し、又はこれを勧誘する行為
(9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
(10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
(11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為 (他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。)
(12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
(13) 他人の管理する掲示板等 (ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます) において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
(14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
(15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等 (嫌がらせメール) を送信する行為
(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(17) 違法行為 (けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等) を請負し、仲介しまたは誘引 (他人に依頼することを含む) する行為
(18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
(21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると甲が判断した行為
(22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
(23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
(24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
(25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
(26) 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為
2 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、当社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき (電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。) は、当社が指定する期日までに、当社がその対応に要した費用を支払うものとします。
3 会員が第 1 項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。
(1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求し、またはパスワードをロックして端末の機能を停止すること。
(2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。
(3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
4 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

4 章　通信
第 21 条 (重要通信の確保)
当社は、天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。
第 22 条 (通信の制限)
本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。
2 当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
3 当社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。
4 当社は、1 つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
5 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
6 当社は、当社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。
7 当社は、本条 2 項乃至 6 項に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 5 章　料金
第 23 条 (料金)
1．当社が提供する本サービスの料金は、月額料 (基本使用料、機器割賦代金)、契約解除料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、別途当社が定める料金表 (ONLY SERVICE 入会申込 (確認) 書およびマイページ※ 2) に定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
※ 2.ONLY SERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、お客さま専用のページです。URL：http://bene.minami.tv/onlycontract/
2．本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。
3．当社が貸与した本 SIM カードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本 SIM カードを当社に返却しない場合の SIM カード損害金は、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員は SIM カード損害金について支払う義務を負うものとします。
第 24 条 (月額料等の支払義務)
1．本サービスの会員は、その契約に基づいて当社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表 (月額料 (基本使用料、機器割賦代金)) および (ユニバーサルサービス料) に規定する料金の支払いを要します。
2．前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料およびユニバーサルサービス料 (以下「月額料等」といいます) の支払いは次のとおりとします。
(1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払を要します。
(2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます) が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3．当社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
第 25 条 (債権の譲渡) 当社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。
第 26 条 (契約解除料)
1．当社は、本サービスについて、第 14 条 (最低利用期間) の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から当社が定める期間とします。
2．会員が、契約期間満了月の翌月 (以下「更新月」といいます) 以外の暦月に解約する場合、契約解除料として、当社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表 (契約解除料) に規定する料金の支払いを要します。
3．会員が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
4．第 43 条 (切替) に定める本 SIM カードの切替手続きの実施後における、本サービスの契約期間は、当該切替前の本サービスの契約期間を引き継ぐものとします。
5．第 17 条 (提供の中止) に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
6．第 18 条 (会員からの請求によるサービスの一時中断) に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
7. 第 19 条 (利用停止) に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
第 27 条 (手続に関する料金の支払義務)
会員は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
第 28 条 (料金の計算等)
料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途当社が定めるところによります。
第 29 条 (割増金)
会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額) を割増金として支払っていただきます。
第 30 条 (延滞利息)
会員は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14．5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 6 章　端末機器
第 31 条 (端末機器)
本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、当社が指定する端末機器を購入するものとします。
2 会員が端末機器を購入する場合には、第 32 条 (端末機器の提供地域) 乃至第 37 条 (売買契約の解除)、第 38 条 (故障等) が適用されます。
第 32 条 (端末機器の提供地域)
当社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しません。
第 33 条 (端末機器の売買契約)
端末機器の購入申し込みにあたっては、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。
2 会員と当社との間の端末機器に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に定める購入申込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、当社所定の方法で通知することにより行われます。
3 端末機器の所有権は、会員による端末機器の代金の支払いが完了したことをもって会員に移転するものとします。
4 端末機器の所有権の移転があるまでの間、会員は、購入した端末を第三者に賃貸し、または当該端末に担保権を設定してはならないものとします。また、端末機器が盗難され、または紛失した場合には、当社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。
第 34 条 (端末機器の引渡し)
当社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。
2 店舗での引渡しまたは配送の完了をもって、当社の売主としての引渡債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。
3 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。当社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。
第 35 条 (端末機器の配送)
当社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、当社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払い方法が確定している必要があります。
2 配送は日本国内に限ります。
3 当社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 1 週間以内に、会員が当社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。
4 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね 2 週間以上要する場合は、当社は当社所定の方法により会員に通知するものとします。
第 36 条 (端末機器の返品等)

当社は、端末機器の返品を承りません。
2 端末機器の交換は、当社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他当社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して 14 日以内に、当該端末機器を交換する旨を当社所定の方法により当社に通知しなければならないものとします。
3 前項に基づく、端末機器の交換は、当社が別途定める方法によって行うものとします。
4 本条第 2 項に基づく端末機器の交換に要する送料は、当社が負担するものとします。
5 本条第 2 項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。
第 37 条 (売買契約の解除)
当社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。
(1) 会員が本規約に違反した場合
(2) 端末機器代金について、会員が、当社が定める支払期日を過ぎてもなお支払を行わない場合
(3) 当社が、会員が当社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不存在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から 1 週間経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合
第 38 条 (故障等)
1 会員は、端末機器が故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、当社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、当社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は無償により交換を行います。
2 前項にかかわらず、以下の場合には、当社は修理を拒むことが出来るものとします。
(1) 不当な修理、分解または改造 (ソフトウェアを含む) が行われた場合
(2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
(3) 会員の不充分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると当社が判断した場合

第 7 章　SIM カード
第 39 条 (SIM カード)
当社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な SIM カードを貸し出します。
2 SIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
3 オプションサービスの利用等会員の都合により、SIM カードを変更する必要が生じた場合は、会員は変更手数料 3,000 円 (税抜) を支払うものとします。
第 40 条 (情報の登録)
当社は、次の場合に、SIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。
(1) SIM カードを貸与する場合
(2) 会員から SIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、当社がそれを必要と判断した場合
(3) その他当社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合
第 41 条 (情報の消去)
当社は、本契約が終了したとき、第 39 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは当社が特に必要と判断したときに、SIM カードに登録された情報を消去します。
第 42 条 (SIM カードの管理責任)
会員は、当社より貸与を受けた SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2 会員は、SIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3 当社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。
4 当社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。
第 43 条 (切替)
1. 会員は、当社が別途定める手続きに従い、本 SIM カードの切替 (種別の異なる SIM カードへの切替とします。以下同じとします) の申込を行うことができるものとします。
2. 本 SIM カードの切替に際して、会員が切替後の本 SIM カードを受領しない場合、当社は、会員が受領しなかったことを確認した時点をもって、本 SIM カードの切替申込を取り消すことができるものとします。
3. 会員は、切替後の本 SIM カードの受領日後、当社が定める期日までに切替前の本 SIM カードを別途当社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、切替のための費用のほか、別紙料金表 (その他の費用) に規定する損害金を当社に支払うものとします。
第 44 条 (SIM カードの故障等)
会員は、SIM カードが故障•破損等により、通信に利用することができなくなったときは、当社に対して、SIM カードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、当社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は無償により交換を行います。
第 45 条 (SIM カードの返却)
会員は、本契約が終了したときまたは第 39 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったときは、当社の選択により、当社が指定する方法で当社所定の期日までに SIM カードを返却または廃棄するものとします。
2 前項において、当社が SIM カードの返却を選択し、当社が定める期日までに SIM カードの返却がない場合、会員は当社に対して、SIM カード費用 3,000 円 (税抜) を支払うものとします。

第 8 章　雑則
第 46 条 (ID およびパスワードの管理)
本サービスの利用にあたり、当社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
2 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、当社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。
第 47 条 (責任の制限)
当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を切り捨てるものとします。) に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2 当社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。
第 48 条 (免責事項)
当社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合 (第 13 条 (当社による解約)、第 17 条 (提供の中止)、第 19 条 (利用停止)、第 21 条 (重要通信の確保)、第 22 条 (通信の制限) および第 20 条 (禁止事項) による場合を含みます。) において、第 47 条 (責任の制限) による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2 当社は当社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
3 当社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
4 当社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
5 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、当社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、当社は一切の責任を負わないものとします。
第 49 条 (個人情報の取扱い)
当社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
第 50 条 (端末設備)
会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器 (以下、「端末設備」といいます) を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
2 当社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとます。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。
第 51 条 (サービスの変更等)
当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。
2 当社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。
第 52 条 (準拠法)
本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。
第 53 条 (合意管轄)
本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2014 年 10 月 1 日制定
附則　この規約は 2014 年 10 月 1 日から実施
■料金について
サービスについて
本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 2 年契約※ 1 となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り 2 年単位で自動更新されます。
※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目までの末日までとなります。2 年契約満了の翌月が更新月です。
更新月以外の契約期間中にご解約された場合は、違約金 9,500 円 (税抜) がかかります。
・提供エリアについて
本サービスの対応エリアは、FOMA® エリア・FOMA® ハイスピードエリアに準じます。対応エリアの確認方法は、NTT ドコモのホームページからご確認ください。
・回線速度
本プランはベストエフォート型のサービスとなりますので、速度は理論上の最大接続速度でありインターネットご利用時の通信速度を保証するものではありません。
・通信の制御について
通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制御することがあります。
ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーションなど、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制御することがあります。 通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制御することがあります。
他のお客様のご利用に影響を与えるような大容量のダウンロードは公平なサービス提供のため、一時的に制御させていただく場合があります。
・通信の最適化について
データ通信を円滑にするため、以下のファイルを対象に通信の最適化を行う場合があります。
画像ファイル：jpg, gif, png
・IP アドレスについて
本プランで割り当てられる IP アドレスは、プライベート IP アドレスになります。グローバル IP アドレスの利用を前提にした通信は、ご利用いただけない場合があります。
・お支払いについて
お支払方法は以下のとおりとなります。
お支払いはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。※クレジットカードは、契約者ご本人名義に限ります。未成年者 (12 歳以上 20 歳未満) の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。
※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。
・ユニバーサルサービス料について
毎月 1 電話番号あたり一定額のご負担をいただいております。
■ ONLY Mobile Xi®(端末) について
・データ管理について
端末内に保存されたお客さまのデータは、バックアップをするなどご自身で管理してください。
また、修理の際には端末内のデータは消去いたします。
・故障について
端末の故障の場合は、サポート窓口までお問い合わせください。
故障の可能性がある場合は端末を当社までお送りいただきますが、その際の送料はお客様のご負担となります。
また、別途修理費をご負担いただく場合があります。
なお、端末の修理・交換対応には通常 1 〜 2 週間程度かかりますが、代替機のご用意はございません。修理・交換対応中、ご利用いただけない場合であっても原則として、ご利用料金が通常通りかかります。
・紛失について
端末を紛失した場合は、サポート窓口までお問い合わせください。
利用停止の手続きをいたします。
なお、利用停止中であってもご利用料金が通常通りかかります。
・アプリケーションのご利用について
インターネット上からインストールされたアプリケーションによっては、動作が不安定になる可能性があります。
お客様ご自身でインストールされるアプリケーションおよびそれに起因するすべての不具合については、保証の対象外となります。
・取り扱いについて
端末のご利用にあたっては、以下の点にご注意ください。
高温になる場所でのご使用•放置は機器の変形、故障や電池パックの漏液•発熱•発火•破裂の原因となります。また、ケースの一部が熱くなりやけどの原因となることがあります。
水中に沈めたり、大量の水をかける等端末を濡らすと、発熱・感電・火災・けが・故障などの原因となります。
充電端子を金属製のストラップやヘアピンなどに接触させると、発熱・発火の原因となることがあります。
加熱すると、電池パックの漏液・発熱・破裂・発火、端末や充電器の発熱・発煙・発火・故障の原因となります。
分解・改造などをすると、火災・けが・感電などの事故または故障の原因となります。
freebit mobile で提供または指定したもの以外をご利用になると、電池パックの漏液・発熱・破裂・発火や充電器の発熱・発火・故障などの原因になります。
電池パックは、異臭・発熱・変色・変形などに気付いたら、やけどやけがに注意して電池パックを取り外し、火気から遠ざけてください。異常があるままご利用になられると、漏液・発熱・破裂・発火などの原因になります。
■解約について
・解約手続きについて
本サービスのご解約手続きをされる場合は、サポートまでご連絡ください。
ご解約時には、SIM カードのご返却が必要となります。ご返却がない場合には、3,000 円 (税抜) の紛失手数料が発生します。毎月 20 日までにお手続きいただけますと、当月のご解約となります。ご解約月の料金について、日割計算は行いません。

■料金表
初期費用　(税抜)

項目	価格
事務手数料	3，000 円

月額　(税抜)

プラン		ONLYMobile Xi® Ⅱ	ONLYMobile ﾌﾟﾗｽ Xi® Ⅱ			
			【4900】	【5500】	【5800】	【6450】
基本使用料	基本使用料定価	5,200 円	5,200 円			
	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ割引	-1,600 円	-1,600 円			
	基本使用料 月額①	3,600 円	3,600 円			
ﾙｰﾀｰ	割賦販売価格	38,400 円	-	38,400 円		
	分割 月額②	1,600 円	-	1,600 円		
ｾｯﾄ機器	割賦販売価格	-	31,200 円	45,600 円	52,800 円	68,400 円
	分割 月額③	-	1,300 円	1,900 円	2,200 円	2,850 円
月割 ④		-1,600 円	-	-1,600 円		
ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ料		3 円	3 円			
24 回まで月額合計 (① + ② + ③ - ④)		3,603 円	4,903 円	5,503 円	5,803 円	6,453 円
25 回〜月額		3,253 円	3,253 円	3,253 円	3,253 円	3,253 円

契約解除料　(税抜)

項目	価格
更新月以外	9，500 円

その他の費用　(税抜)

項目	価格
SIM 切替手数料	3，000 円
SIM 再発行手数料	3，000 円

ONLY Mobile 4G powered by Y!mobile・ONLY Mobile プラス 4G powered by Y!mobile
ONLY SERVICE(各オプションサービス) 関する重要事項説明

キャンペーンについて

ONLY Mobile 4G･ONLY Mobile プラス 4G プラン (以下､「本サービス」といいます) は､Y!mobile 株式会社が提供する高速モバイル通信網 (AXGP 通信規格) を利用して通信するモバイル通信 (ワイヤレスブロードバンド) サービスです。本サービスは㈱ベネフィットジャパン (以下「当社」といいます) が運営している ONLY SERVICE 会員にご登録いただき、その会員として 2 年契約※ 1(自動更新) することでデータカード本体を割引きして購入できるキャンペーンです。本キャンペーンの適用条件としましては、ONLY Mobile 4G 又は ONLY Mobile プラス 4G の 2 年契約が必須となります。本キャンペーン更新月以外は契約解除料が発生いたします。ONLY SERVICE 会員についての詳細は別途規約をご参照ください。お支払いはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。必ず重要事項説明と各ご利用規約をご確認・ご理解を頂きますようお願いいたします。また確認頂いた重要事項説明は大切に保管いただきますようお願いいたします。※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目の末日までをいいます。2 年契約満了の翌月が更新月です。更新月はマイページ※ 2 でご確認ください。
※ 2.ONLY SERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、お客さま専用のページです。URL：http://bene.minami.tv/onlycontract/

ご利用可能なエリアについて

本サービスにおける ONLY Mobile4G・ONLY Mobile プラス 4G は、AXGP、LTE、3G のマルチネットワークに対応しています。ソフトバンク WiFi スポットのご利用も可能です。ご利用にあたっては、ソフトバンクモバイル株式会社が定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」に同意のうえご利用いただきます。(http://www.softbank.jp/mobile/service/wi-fi/use でご確認ください。) 本サービスは電波を使用しているため、サービスエリア内でも屋内や周辺の障害物 (建物・地形) などによりご使用になれないことがあります。又、高層ビル、マンションなどの高層階で見晴らしの良い場所であっても、ご使用になれない場合があります。電波の弱いところ、電波状態の悪いところではご使用になれない場合があります。なお、電波が強くアンテナマークが 3 本立っていて、移動せずに使用している場合でも通信・通話が切れることがありますのでご了承ください。電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。携帯端末に表示されるアンテナマークは目安としてご利用ください。なおサービスエリアの詳細は Y!mobile のホームページ (http://emobile.jp/area/em-map-4g.html) でご確認ください。

最大通信速度について

ONLY Mobil4G･ONLY Mobile プラス 4G の通信速度は、AXGP エリアでは下り (受信時) 最大 110Mbps/ 上り (送信時) 最大 10Mbps となります。LTE エリアでは、下り最大 75Mbps/ 上り最大 25Mbps となります。(いずれも対応エリアは一部のみ)。その他 3G エリアでは下り最大 42Mbps/ 上り最大 5.8Mbps となります (5.8Mbps 対応エリアは一部)。最大通信速度はベストエフォート (規格上の最大速度) であり、実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。インターネット接続に関して､プロバイダーの契約なしでご利用頂けますが､メールなどをご利用の際は各オプションサービスをお申込み下さい。ONLY Mobile 4G・ONLY Mobile プラス 4G では、迷惑メール対策として、フリーメールなどをご利用の方 (Outlook Express/Windows mail に設定される方) に関しては、メール送信できなくなる可能性があります。送信サーバ (OP25B) を代替ポート (587 等) に変更頂く事で送信出来るようなります。詳しくは、各プロバイダーにお問合せ下さい。インターネット接続には初回に接続設定が必要ですので予めご了承ください。

通信速度の制御について

「ONLY Mobil4G・ONLY Mobile プラス 4G 」では、当月ご利用のデータ通信量が 7GB を超えた場合、当月末まで最大通信速度が送受信時 128kbps に通信速度の制御を実施いたします。お客様が利用したデータ通信量をＳＭＳにてお知らせします。また直近 3 日間 (当日は含まない) のパケット通信量が 839 万パケット以上ご利用された場合、当日の 6 時から翌日 6 時まで通信速度の制御を実施いたします。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。なお有料での通信速度制限の解除サービス現在提供しておりません。

ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、ユニバーサルサービス料 (3 円 / 月 (税抜)) が EM chip の枚数分別途かかります。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。複数の SIM カードで同時に接続を行った場合、契約しているプランの最大通信速度が、同時通信の台数で分割されます。
詳細は電気通信事業者協会ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) にてご確認ください。

国際ローミングについて

ご提供しておりませんのでご了承下さい。

ONLY Wi-Fi 安心サービスについて

通常使用による自然故障、偶然の事故 (火災、盗難、紛失、破壊、落雷、水漏れ等) で使用不能となった場合、リファビッシュ品の端末を 2，762 円 (税抜) で交換できます。
※但し、端末の SIM が必要な場合 (紛失や盗難・水没などで使用できない場合等) は 別途再発行手数料として、3，000 円 (税抜) が必要となります。
※お申し込みは、当社及びサービス取扱代理店にて ONLY Mobile 4G 又は ONLY Mobile プラス 4G のご契約時と同時にお申し込みの場合に限られます。
●モバイル機器交換の申請は、サービス開始日より 2 年間で 2 回を限度とします。●サービス開始は当社から端末を発送した翌月からとなります。●モバイル機器交換申請・受理された場合は、モバイル機器受取月の翌月 1 日から新しい端末を対象とした契約として更新することができます。その場合は更新された月の 1 日から 2 年間に 2 回の申請が限度となります。●前回の交換サービス実施日の翌日から 6 ヶ月経過しなければ、新しく申請ができません。●事故状況説明書および必要添付書類が提出されない場合、または本サービス利用料金の未納がある場合は交換サービス申請には応じられません。なお Wi-Fi 安心サービスにご加入いただいてない場合、機器の再購入は 42，800 円 (税抜) となります。

料金・お支払いについて

ご利用料金についてはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。未成年者 (12 歳以上 20 歳未満) の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額基本使用料】ご利用料金は ONLY Mobile 4G 又は ONLY Mobile プラス 4G 料月額、ONLY SERVICE 料月額、ユニバーサルサービス料月額の合計となります。(付加機能サービスも含む) 一時中断している期間も月額基本使用料は発生します。※ ONLY Mobile 4G・ONLY Mobile プラス 4G では月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料の減額、日割計算は致しません。ONLY Mobil4G 月額基本料 3，696 円 (税抜)・ONLY Mobil プラス 4G 月額基本料 5，287 円 (税抜)・5，800 円 (税抜) となります。ONLY Mobile 新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】3，000 円 (税抜) ※初回のご請求については、事務手数料及びその他初回に対してかかる費用を合算して請求致します。ONLY Mobile については当社が本サービスの提供開始日から請求開始となります。その他 ONLY SERVICE(各オプションサービス) については、次月からの請求開始と致します。

EM chip ご利用上の注意

EM chip の所有権は当社に帰属します。ONLY Mobile 4G 又は ONLY Mobile プラス 4G 契約の解約等の際には、EM chip を当社カスタマーセンター宛に解約月の翌月 5 日 19：00 までに、ご返却して頂く必要があります。紛失、破損等による EM chip の再発行は有償 2，000 円 (税抜) となります。EM chip の仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

キャンセル・中途解約について

ご自宅で電波が入らない場合等、お申込書控え受取後、電話受付の場合は本書受取後 8 日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。但し部品紛失・箱損傷の場合はお受けできません。また、クーリングオフ期間を過ぎた場合は中途解約をお受けしております。(更新月以外に ONLY Mobile・プロバイダーサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。) クーリングオフまたは中途解約をご希望の場合は、下記当社カスタマーセンターにご連絡ください。速やかに対応いたします。
■電話番号 050-3387-0630 (受付時間 11:00 ～ 19:00 年末年始・当社指定休日等を除く)
■ EM chip・商品返却先 〒 141-0031 東京都品川区西五反田 1-31-1 日本生命五反田ビル 3F 株式会社ベネフィットジャパン カスタマーセンター宛

契約期間・契約解除料について

契約満了月	『マイページ』でご確認ください。	更新月 (契約解除料がかからない月)	『マイページ』でご確認ください。

本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 2 年契約※ 1 となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り 2 年単位で自動更新されます。機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払が済んでいない残債額のお支払が必要となります。更新月以外の契約期間中にご解約された場合は、以下の契約解除料をお支払いいただきます。
※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目までの末日までとなります。2 年契約満了の翌月が更新月です。

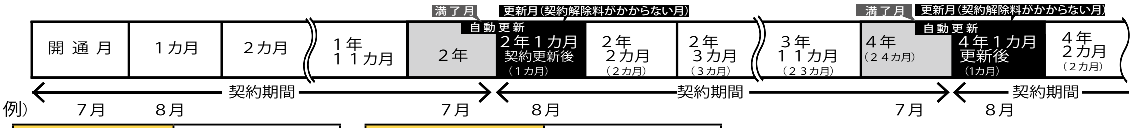

2 年未満	下記の表参照	2 年以上更新月以外	9，500 円 (税抜)

ONLY Mobile4G ご契約者 (税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥38,858	￥37,639	￥36,420	￥35,201	￥33,982	￥32,763	￥31,544
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥30,325	￥29,106	￥27,887	￥26,668	￥25,449	￥24,230	￥23,011
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥21,792	￥20,573	￥19,354	￥18,135	￥16,916	￥15,697	￥14,478
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥13,259	￥12,040	￥10,821	￥9,602			

ONLY Mobile プラス 4G ご契約者 (税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥77,029	￥74,219	￥71,409	￥68,599	￥65,789	￥62,979	￥60,169
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥57,359	￥54,549	￥51,739	￥48,929	￥46,119	￥43,309	￥40,499
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥37,689	￥34,879	￥32,069	￥29,259	￥26,449	￥23,639	￥20,829
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥18,019	￥15,209	￥12,399	￥9,589			

ONLY Mobile プラス 4G ご契約者 (5800 円プラン) (税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥89,854	￥86,531	￥83,208	￥79,885	￥76,562	￥73,239	￥69,916
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥66,593	￥63,270	￥59,947	￥56,624	￥53,301	￥49,978	￥46,655
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥43,332	￥40,009	￥36,686	￥33,363	￥30,040	￥26,717	￥23,394
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥20,071	￥16,748	￥13,425	￥10,102			

個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報に関しては、当社の提供するサービスに限って利用し、その他目的以外での使用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から当社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約をご辞退されたお申込関連書類に関しては当社が責任をもって一定期間経過後、機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。
【取得目的】・お客様との契約内容の確認及び契約承諾の為・お客様との取引・契約を円滑に履行する為・その他サービスのご案内等
【利用目的】(1) ご利用料金 (ご請求・お支払等) に関する業務 (2) 契約審査等に関する業務 (3) 通信機器等の販売に関する業務 (4) お客様相談対応に関する業務 (5) アフターサービスに関する業務 (6) オプションサービス追加・変更に関する業務 (7) サービス休止に関する業務 (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務 (9) アンケート調査に関する業務 (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務 (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務 (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務 (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務 (14) その他、契約約款等に定める目的
【提供】個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。
1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき　2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の承諾を得ることが困難である場合 3. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合 5. 法令により開示または提供が許容されている場合
【第三者の範囲】以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
1. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合 (なお、委託先における個人情報の取扱いについては当社が責任を負います。)
2. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスを受けられない場合があります。
【個人情報開示、訂正、削除請求方法】個人情報の利用目的の通知、開示、訂正･追加･削除請求は、本人、または法定代理人、本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付け致します。
【個人情報に関するお問合せ先】株式会社ベネフィットジャパン　個人情報保護管理者 取締役管理本部長　電話：06-6223-9888　http://www.benefitjapan.co.jp/
【個人情報に関する苦情・解決の申し出先】一般財団法人日本情報経済社会推進協会 個人情報保護苦情相談室　フリーダイヤル：0120 ー 700 ー 779

ベネフィットジャパンカスタマーセンター・お問い合わせ先
050-3387-0630(年末年始・当社指定休日を除く)　11：00 ～ 19：00

【ONLY Mobile4 G powered by Y!mobile】

【ONLY Mobile プラス 4 G powered by Y!mobile】

第 1 条 (定義)
1. 当社は、「ONLY Mobile 4G・ONLY Mobile プラス 4G 利用規約」(以下「本規約」といいます) に基づき「ONLY Mobile 4G」「ONLY Mobile プラス 4G」(以下「本サービス」といいます) を提供するものとします。
2. ONLY SERVICE 会員規約 (以下「会員規約」といいます) において定義される用語は、本規約において別途定めがある場合を除き、本規約においても ONLY SERVICE 会員規約と同義に用いるものとします。
3. 本規約と会員規約の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとします。
4. 会員は、本サービスを本規約に同意のうえ利用するものとします。なお、会員は、Y!mobile 通信サービス契約約款 (Y!mobile 4G 編)http://www.eaccess.net/public/em/ についても併せて同意のうえ、利用するものとします。
5. ONLY Mobile 4G・ONLY Mobile プラス 4G の通信速度は、AXGP エリアでは下り (受信時) 最大 110Mbps/ 上り (送信時) 最大 10Mbps となります。LTE エリアでは、下り最大 75Mbps/ 上り最大 25Mbps となります (いずれも対応エリアは一部のみ)。その他 3G エリアでは下り最大 42Mbps/ 上り最大 5.8Mbps となります (5.8Mbps 対応エリアは一部)。最大通信速度はベストエフォート (規格上の最大速度) であり、実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります
6. ソフトバンク WiFi スポットのご利用も可能です。ご利用にあたっては、ソフトバンクモバイル株式会社が定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」に同意のうえご利用いただきます。(http://www.softbank.jp/mobile/service/wi-fi/use でご確認ください。)
第 2 条 (用語の定義)
本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本サービス	キャリアが提供する、AXGP 方式、FDD-LTE 方式、DS-CDMA 方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設備される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。) を使用して行う電気通信サービス
利用契約	会員が当社から本サービスの提供を受けるための契約
会員	当社と利用契約を締結した者
料金月	1 の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の記載日の前日までの間
移動無線装置	利用契約に基づいて、陸上 (河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。) において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのキャリアの電気通信設備
会員回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
EM chip	会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり当社から会員へ貸与されるもの
端末設備	当社が提供する、または指定する会員回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます) 第 9 条の登録を受けた者または第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下、同じとします。) 以外の者が設置する電気通信設備であって、端末機設備以外のもの
相互接続点	キャリアとキャリア以外の電気通信事業者との間の相互接続協定 (事業法第 33 条および第 34 条の規定に基づきキャリアがキャリア以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下、同じとします。) に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
会員回線等	1. 会員回線および会員回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信回線網であって、キャリアが必要に応じ設置する電気通信設備
	2. 相互接続点
キャリア	電気通信事業者であるワイモバイル株式会社をいいます。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算出等規則 (平成 14 年総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第 3 条 (利用契約の単位)
本サービスの利用契約は、1 人の ONLY SERVICE 会員につき、1 件の利用契約に限るものとします。
第 4 条 (利用契約の申込みおよび承諾)
1. 本サービスの利用契約を申し込みする者は、ONLY SERVICE 会員であること。
2. 会員は、本規約に同意したうえで当社所定の契約申込書を当社所定の提出先に提出するものとします。但し、既に会員である方は、本規約に同意したうえで身分証を提示し、当社が本人確認をした後に郵送する「ONLY SERVICE 契約申込確認書」が到着した日より既存会員からの申込書があったものとみなします。
第 5 条 (会員識別番号)
1. 本サービスの会員識別番号は、1 の会員回線ごとに当社が定めます。
2. 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、本サービスの会員識別番号を変更することがあります。
3. 本条前項により、本サービスの会員識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを会員に通知します。
第 6 条 (最低利用期間)
本サービスの最低利用期間は、当社が当該会員へ本サービスを提供するための設定が完了した日 (以下「開通日」といいます) を起算日とし、起算日を含む月 (以下「開通月」といいます) の翌月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月目の末日までとします。但し、キャンペーンなどにより最低利用期間が短縮した場合はこの限りではありません。
第 7 条 (利用契約の解除)
1. 当社は、第 17 条 (通信の停止) の規定により本サービスの利用を停止された会員が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。
2. 本条前項の規約にかかわらず、当社は、会員が第 17 条 (通信の停止) 第 1 項各号の規約のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その利用契約を解除できるものとします。
3. 当社は、本条前項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ会員にそのことを通知するものとします。
第 8 条 (利用契約の満了)
利用契約において、その契約に基づく契約月の翌月 (その契約が次条の規約により更新されたものであるときは、その更新日を含む月 (以下「更新月」といいます) とします。) から起算して 24 ヶ月目の末日 (以下「満了日」といいます) をもって満了となります。
第 9 条 (利用契約の満了に伴う契約の変更等)
1. 利用契約は、会員より利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から自動的に更新されます。
2. 最低利用期間が短縮した会員の利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から 24 ヶ月目の末日までを自動的に更新されます。
第 10 条 (ＥＭ ｃｈｉｐ)
1. 本サービス利用にあたり、当社より本サービスを利用するために必要なＥＭ ｃｈｉｐを貸し出すものとします。この場合において、貸与するＥＭ ｃｈｉｐの数は、1 の利用契約につき 1 とします。
2. 会員は、本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとします。
3. 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、ＥＭ ｃｈｉｐの仕様、性能等を予告なしに変更する場合があります。
第 11 条 (会員識別番号その他の情報の登録)
1. 当社は、ＥＭ ｃｈｉｐを貸与するときに、当社の貸与するＥＭ ｃｈｉｐに会員識別番号その他情報の登録等を行います。
2. 当社は、本条前項によるほか、第 5 条 (会員識別番号) 第 2 項または第 24 条 (修理または復旧の場合の暫定設置) の規定により会員識別番号を変更する場合は、会員識別番号等の登録を行います。
第 12 条 (ＥＭ ｃｈｉｐの情報消去および返還)
1. 当社は、次の場合には、当社の貸与するＥＭ ｃｈｉｐに登録された会員識別番号その他の情報を当社が別に定める方法により消去します。
① そのＥＭ ｃｈｉｐの貸与に係る利用契約の解除があったとき
② その他、ＥＭ ｃｈｉｐを利用しなくなったとき
2. 当社のＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員は、本契約を解約する、または本条前項の各号に該当する場合、そのＥＭ ｃｈｉｐを当社が別に定める方法により、速やかに返還していただきます。
3. 本条前項の規定によるほか第 10 条 (ＥＭ ｃｈｉｐ) 第 4 項の規定により、当社がＥＭ ｃｈｉｐの変更を行った場合、会員は、変更前のＥＭ ｃｈｉｐを返還するものとします。
第 13 条 (ＥＭ ｃｈｉｐの管理責任)
1. ＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員は、そのＥＭ ｃｈｉｐを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. ＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員は、ＥＭ ｃｈｉｐについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、第三者がＥＭ ｃｈｉｐを利用した場合であっても、そのＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、ＥＭ ｃｈｉｐ盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
5. 会員は、当社が会員に対しＥＭ ｃｈｉｐの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。
第 14 条 (暗証番号)
1. 会員は、当社が別に定める方法により、ＥＭ ｃｈｉｐにＥＭ ｃｈｉｐ暗証番号 (そのＥＭ ｃｈｉｐを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます) を登録することができます。この場合において、当社からそのＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員以外の者が登録を行った場合、当社はその会員が登録を行ったものとみなします。
2. 会員は、ＥＭ ｃｈｉｐ暗証番号を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。
第 15 条 (本サービスの廃止)
1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、本条前項により本サービスを廃止するときは、会員に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。但し、やむを得ない場合、または当社およびキャリア間の契約の全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 本条第 1 項の場合、当社は会員に対し、一切の責任を負わないものとします。
第 16 条 (提供の中止)
1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止できるものとします。
① 当社およびキャリアの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
② 当社およびキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき
③ 第 19 条により、通信制限を行うとき
2. 当社は、本条前項により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめ当該会員にお知らせするものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
第 17 条 (通信の停止)
1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、3 ヶ月以内で当社が定める期間 (第 1 号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間、第 2 号または第 3 号の規定に該当するときは、当社が会員本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまでの間) 本契約に係る通信を停止することがあります。
① 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき (支払期を 経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条においては同じとします。)
② 会員が本サービスの利用において第 25 条 (会員の義務) に違反したと当社が認めたとき
③ 会員回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承認を得ずに接続したとき
④ 当社が会員に会員回線に接続されている端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにも関わらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだとき。または、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の会員回線への接続を取りやめなかったとき
⑤ 違法にもしくは違法となるおそれのある態様、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
⑥ 本条前各号のほか、本規約に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 当社は、本条前項により通信停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および期間を会員に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
3. 本条の定めは、当社が会員に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。
第 18 条 (通信場所等の制約)
1. 通信は、移動無線装置がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 相互接続点との間の通信は、キャリアの総合接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信 (本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下、同じとします。) を行うことはできません。
第 19 条 (通信利用の制限)
1. 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の設置をとることがあります。
① キャリアが別途定める機関が使用している会員回線以外のものによる通信の利用を中止する設置 (特定の地域の会員回 線等への通信を中止する設置を含みます。)
② 特定の相互接続点への通信の利用を制限する設置
2. 本条前項による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、会員に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項の規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。
① 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の契約回線等への通信の利用を制限すること
② パケット通信を行うために設定された会員回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有するその通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を 切断すること等
③ 会員が第 26 条 (禁止行為) に規約する禁止行為を行った場合に、その通信を切断または制限を行うこと
④ 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その会員回線からの通信の利用を制限または中止すること
3. 本サービスでは、当月ご利用のデータ通信量が 7GB を超えた場合、当月末まで最大通信速度が送受信 128kbps に制限されます。お客様が利用したデータ通信量をＳＭＳにてお知らせします。また直近 3 日間 (当日は含まない) のパケット通信量が 839 万パケット以上ご利用された場合、当日の 6 時から翌日 6 時まで通信速度の制御を実施いたします。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。なお有料での通信速度制限の解除サービス現在提供しておりません。
第 20 条 (当社の維持責任)
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) に適合するよう維持します。
第 21 条 (会員の維持責任)
1. 会員は、端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件 (昭和 60 年郵政省令 31 号) 等に適合するよう維持していただきます。
2. 本条前項の規定のほか、会員は、端末設備 (移動無線設装置に限ります。) または自営電気通信設備 (移動無線装置に限ります。) を無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) に適合するよう維持していただきます。
第 22 条 (会員の切分責任)
1. 会員は、端末設備または自営電気通信設備が会員回線に接続されている場合であって、会員回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 本条前項の確認に際して、会員から要請があったときは、当社は当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を会員に通知します。
3. 当社は、本条前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、会員の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、会員にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
第 23 条 (修理または復旧)
1. 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 本条前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 19 条の規約により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。
第 24 条 (修理または復旧の場合の暫定設置)
当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその会員識別番号を変更することがあります。
第 25 条 (会員の義務)
会員は本サービスの利用にあたって、以下の条件を承諾するものとします。
① 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
② 故意に会員回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
③ ＥＭ ｃｈｉｐに登録されている会員識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
④ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと

⑤ その他第 26 条 (禁止行為) に規定する禁止行為に該当する行為をしないこと
第 26 条 (禁止行為)
会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
① 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
② 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為
③ 他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは計算する行為
④ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
⑤ 他人の知的財産権 (特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等) その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑥ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
⑧ 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為
⑨ 無限連鎖講 (ネズミ講) もしくは連鎖販売取引 (マルチ商法) 等の開設、またはこれを勧誘する行為
⑩ インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
⑬ 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID 等、その他の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為
⑭ 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
⑮ その他法令に違反する行為
⑯ 第 1 号から第 15 号までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
⑰ ONLY SERVICE 会員規約の第 15 条に規定する行為
第 27 条 (料金)
本サービスの料金は、料金表に規定する月額基本使用料、契約解除料、事務手数料、ＥＭｃｈｉｐ再発行手数料、ユニバーサルサービス料とします。お支払いはお客様ご指定の(使用可能なブランドに限る)クレジットカードでの、お支払いとなります。※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。未成年者(12 歳以上 20 歳未満)の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額基本使用料】ご利用料金は ONLY Mobile 料月額、ONLY SERVICE 月額基本使用料、ユニバーサル月額基本使用料の合計となります。(付加機能サービスも含む)一時中断している期間も月額基本使用料は発生します。ONLYMobile サービス新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】3，000 円 (税抜) ※事務手数料・その他初回のみの料金については初回請求時に同時に引き落としとなります。※初回のご請求については、事務手数料及びその他初回に対してかかる費用を合算して請求致します。ONLY Mobile 以外のその他 ONLY SERVICE(各オプションサービス) については、次月からの請求開始と致します。
第 28 条 (料金の計算方法等)
1．当社は、会員が利用契約に基づき支払う料金のうち、月額基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。但し、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算するものとします。
2．当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあるものとします。
第 29 条 (月額基本使用料の支払義務)
1．会員は、その利用契約に係る開通日から起算して利用契約の解約または解除があった月の末日までの期間について、料金表第 1(月額基本使用料) に規定する月額基本使用料を支払うものとします。但し、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2．本条前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
3．当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。
第 30 条 (月額基本使用料の日割り)
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料の減額、日割計算は致しません。
第 31 条 (解約)
1．会員は、毎月 20 日までに当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを当月末日をもって解約することとします。
2．会員は、毎月 21 日以降に当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを翌月末日をもって解約することとします。
第 32 条 (契約解除料の支払義務)
1．会員は、最低利用期間内に利用契約の解約または解除があったときは、料金表第 3 に規定する契約解除料を支払うものとします。
2．会員は、利用契約の解約または解除があったときは、料金表第 4 に規定する契約解除料を支払うものとします。但し、更新月の解約または解除の場合は除くものとします。
第 33 条 (事務手数料の支払義務)
会員は、本サービスに係る契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 に規定する初回登録手数料を支払うものとします。
第 34 条 (ＥＭｃｈｉｐ再発行手数料の支払義務)
会員は本サービスを利用するにあたり、ＥＭｃｈｉｐの紛失、故障による交換または再発行、およびＥＭｃｈｉｐの停止、再開があった場合、料金表第 5 に規定する手数料を支払わなければならないものとします。但し、ＥＭｃｈｉｐを当社から会員への輸送中の事故等当社の責めに帰すべき事由による破損、不具合がある場合は、無償により交換または再発行を行うものとします。
第 35 条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)
会員は本サービスを利用するにあたり、料金表第 1 の月額基本使用料に規定するユニバーサルサービス料を支払うものとします。
第 36 条 (割増金)
会員は、料金またはその他の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。
第 37 条 (端数処理)
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
第 38 条 (損害賠償)
1．当社は、当社またはキャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用出来ない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社はその全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を切り捨てるものとします。) に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、第 16 条 (提供の中止) の規定により利用できない場合については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2．本条前項に関わらず、キャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスを会員に提供できなかった場合において、当社がキャリアから損害賠償を受領することができたときには、キャリアからの受領損害賠償額を限度として、当社は会員からの損害賠償請求に応じることがあります。この場合、賠償の対象となる会員が複数おり、会員への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各会員への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を当社の基準に従って各会員に対し返還すべき額で比例配分した額とします。
第 39 条 (利用契約の譲渡)
会員が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができないものとします。
第 40 条 (分離性)
本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。
第 41 条 (個人情報の保護)
1．会員は ONLY SERVICE 会員規約の【お申込による個人情報の取扱いについて】を理解するものとします。当社は、本サービスおよび各種サービスの提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、本サービスおよび各種サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する　必要がある場合
④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合
2．個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付します。
3．個人情報に関する問合せ先は、以下となります。
株式会社ベネフィットジャパン個人情報保護管理者取締役管理本部長
電話番号 06 − 6223 − 9888　HP http://www.benefitjapan.co.jp/
4．個人情報に関する苦情、解決の申し出先は、以下となります。
財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室　電話番号 0120 − 700 − 779

第 42 条 (お問合せ先)
本サービスに関するお問合せは、以下となります。
株式会社ベネフィットジャパン カスタマーサポートセンター　050 − 3387 − 0630
11：00 − 19：00(年末年始・当社指定休日を除く)

2013 年 10 月 15 日制定
2014 年　4 月　1 日改定
2014 年　8 月　1 日改定
料金表
第 1 表 ONLY Mobile4 G・ONLY Mobile プラス 4 G関する料金
第 1．サービス料金

月額利用料　(税抜)

項目	価格
ONLY Mobile4G	3，696 円
ONLY Mobile プラス 4G(24 ケ月目迄)	5，287 円
	5，800 円
ONLY Mobile プラス 4G(25 ケ月目以降)	3，696 円
ユニバーサルサービス料金	3 円

※本サービスにおいて、ユニバーサルサービス料 (3 円 / 月 (税抜)) が 2 回線分別途かかります。

第 2．初期費用　(税抜)

項目	価格
事務手数料	3，000 円

第 3．契約解除料

ONLY Mobile 4G　ご契約者　(税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥38,858	￥37,639	￥36,420	￥35,201	￥33,982	￥32,763	￥31,544
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥30,325	￥29,106	￥27,887	￥26,668	￥25,449	￥24,230	￥23,011
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥21,792	￥20,573	￥19,354	￥18,135	￥16,916	￥15,697	￥14,478
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥13,259	￥12,040	￥10,821	￥9,602			

ONLY Mobile プラス 4G　ご契約者　(税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥77,029	￥74,219	￥71,409	￥68,599	￥65,789	￥62,979	￥60,169
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥57,359	￥54,549	￥51,739	￥48,929	￥46,119	￥43,309	￥40,499
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥37,689	￥34,879	￥32,069	￥29,259	￥26,449	￥23,639	￥20,829
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥18,019	￥15,209	￥12,399	￥9,589			

ONLY Mobile プラス 4G　ご契約者 (5800 円プラン)　(税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥89,854	￥86,531	￥83,208	￥79,885	￥76,562	￥73,239	￥69,916
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥66,593	￥63,270	￥59,947	￥56,624	￥53,301	￥49,978	￥46,655
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥43,332	￥40,009	￥36,686	￥33,363	￥30,040	￥26,717	￥23,394
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥20,071	￥16,748	￥13,425	￥10,102			

第 4．契約解除料　(税抜)

項目	価格
最低利用期間経過後の更新月以外	9，500 円

第 5．その他の費用　(税抜)

項目	価格
EM chip 再発行手数料	2，000 円

ONLY Mobile LTE powered by Y!mobile・ONLY Mobile プラス LTE powered by Y!mobile 及び、ONLY SERVICE(各オプションサービス) に関する重要事項説明

キャンペーンについて

ONLY Mobile LTE・ONLY Mobile プラス LTE プラン (以下、「本サービス」といいます) は、Y!mobile 株式会社が提供する高速モバイル通信網 (LTE 通信規格) を利用して通信するモバイル通信 (ワイヤレスブロードバンド) サービスです。本サービスは㈱ベネフィットジャパン (以下、「当社」といいます) が運営している ONLY SERVICE 会員にご登録いただき、その会員として 2 年契約※ 1(自動更新) することでデータカード本体を割引きして購入できるキャンペーンです。本キャンペーンの適用条件としましては、ONLY Mobile LTE 又は ONLY Mobile プラス LTE の 2 年契約が必須となります。本キャンペーン更新月以外は契約解除料が発生いたします。ONLY SERVICE 会員についての詳細は別途規約集をご参照ください。お支払いはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。必ず重要事項説明と各ご利用規約をご確認・ご理解を頂きますようお願いいたします。また確認頂いた重要事項説明は大切に保管いただきますようお願いいたします。※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目の末日までをいいます。2 年契約満了の翌月が更新月です。更新月はマイページ※ 2 でご確認ください。
※ 2.ONLY SERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、お客さま専用のページです。URL：http://bene.minami.tv/onlycontract/

ご利用可能なエリアについて

本サービスにおける ONLY Mobile4G・ONLY Mobile プラス 4G は、AXGP、LTE、3G のマルチネットワークに対応しています。ソフトバンク WiFi スポットのご利用も可能です。ご利用にあたっては、ソフトバンクモバイル株式会社が定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」に同意のうえご利用いただきます。(http://www.softbank.jp/mobile/service/wi-fi/use でご確認ください。) 本サービスは電波を使用しているため、本サービスエリア内でも屋内や周辺の障害物 (建物・地形) などによりご使用になれないことがあります。又、高層ビル、マンションなどの高層階で見晴らしの良い場所であっても、ご使用になれない場合があります。電波の弱いところ、電波状態の悪いところではご使用になれない場合があります。なお、電波が強くアンテナマークが 3 本立っていて、移動せずに使用している場合でも通信・通話が切れることがありますのでご了承ください。電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。携帯端末に表示されるアンテナマークは目安としてご利用ください。なおサービスエリアの詳細は Y!mobile のホームページ (http://emobile.jp/area/em-map-4g.html) でご確認ください。

最大通信速度について

本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート (規格上の最大速度) であり、実効速度として保証するものではありません。
75Mbps サービス (LTE ＋ HSPA+ サービス) に関しましては、75Mbps 対応端末で 75M 対応エリアのみ利用可能です。インターネット接続に関して、プロバイダーの契約なしでご利用頂けますが、メールなどをご利用の際は各オプションサービスをお申込み下さい。ONLY Mobile LTE 又は ONLY Mobile プラス LTE では、迷惑メール対策として、フリーメールなどをご利用の方 (Outlook Express/Windows mail に設定される方) に関しては、メール送信できなくなる可能性があります。送信サーバ (OP25B) を代替ポート (587 等) に変更頂く事で送信出来るようなります。詳しくは、各プロバイダーにお問合せ下さい。インターネット接続には初回に接続設定が必要ですので予めご了承ください。

通信速度の制御について

ONLY MobileLTE、ONLY Mobile プラス LTE については 24 時間ごとのご利用通信量が 300 万パケット以上ご利用のお客さまに対して、当日 21 時から翌日 2 時までの間、通信速度制御を行っています。300 万パケットとは、4 分間の楽曲 (約 4MB) を 90 曲ダウンロードした場合のデータ通信量に相当します。また、2014 年 5 月以降、当月ご利用のデータ通信量が 10 ＧＢを超えた場合、当月末までの通信速度を制御します。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。

ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、1 電話番号あたり 3 円 / 月 (税抜) のユニバーサルサービス料のご負担をお願いしています。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。詳細は電気通信事業者協会ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) にてご確認ください。

国際ローミングについて

ご提供しておりませんのでご了承下さい。

ONLY Wi-Fi 安心サービスについて

通常使用による自然故障、偶然の事故 (火災、盗難、紛失、破壊、落雷、水漏れ等) で使用不能となった場合、リファビッシュ品の端末を 2，762 円 (税抜) で交換できます。
※但し、端末の SIM が必要な場合 (紛失や盗難・水没などで使用できない場合等) は 別途再発行手数料として、3，000 円 (税抜) が必要となります。
※お申し込みは、当社及び ONLY SERVICE 取扱代理店にて ONLY Mobile LTE 又は ONLY Mobile プラス LTE のご契約時と同時にお申し込みの場合に限られます。
●モバイル機器交換の申請は、サービス開始日より 2 年間で 2 回を限度とします。
●サービス開始は当社から端末を発送した翌月からとなります。
●モバイル機器交換申請・受理された場合は、モバイル機器受取月の翌月 1 日から新しい端末を対象とした契約として更新することができます。その場合は更新された月の 1 日から 2 年間に 2 回の申請が限度となります。●前回の交換サービス実施日の翌日から 6 ヶ月経過しなければ、新しく申請ができません。
●事故状況説明書および必要添付書類が提出されない場合、または本月額基本使用料の未納がある場合は交換サービス申請には応じられません。なお ONLY Wi-Fi 安心サービスにご加入いただいてない場合、機器の再購入は 41，715 円 (税抜) となります。

料金・お支払いについて

ご利用料金についてはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る) クレジットカードでの、お支払いとなります。※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。未成年者 (12 歳以上 20 歳未満) の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額基本使用料】ご利用料金は ONLY Mobile LTE 又は ONLY Mobile プラス LTE 料月額、ONLY SERVICE 月額基本使用料、ユニバーサル月額基本使用料の合計となります。(付加機能サービスも含む) 一時中断している期間も月額基本使用料は発生します。※ ONLY Mobile LTE・ONLY Mobile プラス LTE では月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。ONLY MobileLTE 月額基本使用料 3，696 円 (税抜)・ONLY Mobile プラス LTE 額基本使用料 5，219 円 (税抜) となります。新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】3，000 円 (税抜) ※初回のご請求については、事務手数料及びその他初回に対してかかる費用を合算して請求致します。ONLY Mobile については当社が本サービスの提供開始日から請求開始と致します。その他 ONLY SERVICE(各オプションサービス) については、次月からの請求開始と致します。

EM chip ご利用上の注意

EM chip の所有権は㈱当社に帰属します。ONLY Mobile LTE 又は ONLY Mobile プラス LTE 契約の解約等の際には、EM chip を当社カスタマーセンター宛に解約月の翌月 5 日 19：00 までに、ご返却して頂く必要があります。紛失、破損等による EM chip の再発行は有償 2，000 円 (税抜) となります。EM chip の仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

キャンセル・中途解約について

ご自宅で電波が入らない場合等、お申込書控え受取後、電話受付の場合は本書受取後 8 日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。但し部品紛失・箱損傷の場合はお受けできません。また、クーリングオフ期間を過ぎた場合は中途解約をお受けしております。(更新月以外に ONLY Mobile・プロバイダーサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。) クーリングオフまたは中途解約をご希望の場合は、下記当社カスタマーセンターにご連絡ください。速やかに対応いたします。
■電話番号 050-3387-0630 (受付時間 11:00 ～ 19:00 年末年始・当社指定休日等を除く)
■ EM chip ・商品返却先 〒 141-0031 東京都品川区西五反田 1-31-1 日本生命五反田ビル 3F 株式会社ベネフィットジャパン カスタマーセンター宛

契約期間・契約解除料について

契約満了月	『マイページ』でご確認ください	更新月 (契約解除料がかからない月)	『マイページ』でご確認ください

本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 2 年契約※ 1 となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り 2 年単位で自動更新されます。機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払が済んでいない残債額のお支払が必要となります。更新月以外の契約期間中にご解約された場合は、以下の契約解除料をお支払いいただきます。
※ 1. 2 年契約とは、当社が本サービスの提供開始日を起算日とし、起算日を含む月を起算月として、その翌月を 1 カ月目とし 24 カ月目までの末日までとなります。2 年契約満了の翌月が更新月です。

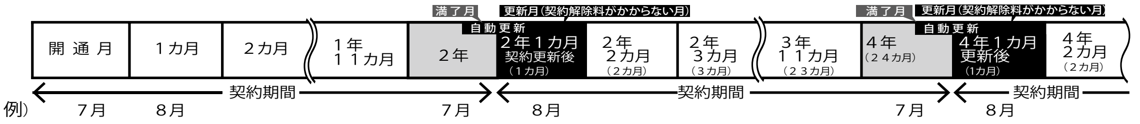

2 年未満	下記の表参照	2 年以上更新月以外	9，500 円 (税抜)

ONLY Mobile LTE ご契約者 (税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥36,572	￥36,572	￥35,429	￥34,286	￥33,143	￥32,000	￥30,857
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥29,714	￥28,571	￥27,428	￥26,285	￥25,142	￥23,999	￥22,856
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥21,713	￥20,570	￥19,427	￥18,284	￥17,141	￥15,998	￥14,855
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥13,712	￥12,569	￥11,426	￥10,283			

ONLY Mobile プラス LTE ご契約者 (税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥66,286	￥66,286	￥63,905	￥61,524	￥59,143	￥56,762	￥54,381
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥52,000	￥49,619	￥47,238	￥44,857	￥42,476	￥40,095	￥37,714
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥35,333	￥32,952	￥30,571	￥28,190	￥25,809	￥23,428	￥21,047
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥18,666	￥16,285	￥13,904	￥11,523			

個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報に関しては、当社の提供するサービスに限って利用し、その他目的以外での使用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から当社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約をご辞退されたお申込関連書類に関しては当社が責任をもって一定期間経過後、機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。
【取得目的】・お客様との契約内容の確認及び契約承諾の為・お客様との取引・契約を円滑に履行する為・その他サービスのご案内等
【利用目的】(1) ご利用料金 (ご請求・お支払等) に関する業務 (2) 契約審査等に関する業務 (3) 通信機器等の販売に関する業務 (4) お客様相談対応に関する業務 (5) アフターサービスに関する業務 (6) オプションサービス追加・変更に関する業務 (7) サービス休止に関する業務 (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務 (9) アンケート調査に関する業務 (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務 (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務 (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務 (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務 (14) その他、契約約款等に定める目的
【提供】個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。
1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき　2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の承諾を得ることが困難である場合 3. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合 5. 法令により開示または提供が許容されている場合
【第三者の範囲】以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
1. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合 (なお、委託先における個人情報の取扱いについては当社が責任を負います。)
2. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスを受けられない場合があります。
【個人情報開示、訂正、削除請求方法】個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除請求は、本人、または法定代理人、本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付け致します。
【個人情報に関するお問合せ先】株式会社ベネフィットジャパン　個人情報保護管理者 取締役管理本部長　電話：06-6223-9888　http://www.benefitjapan.co.jp/
【個人情報に関する苦情・解決の申し出先】一般財団法人日本情報経済社会推進協会　個人情報保護苦情相談室　フリーダイヤル：0120 ー 700 ー 779

ベネフィットジャパンカスタマーセンター・お問い合わせ先
050-3387-0630(年末年始・当社指定休日を除く)　11：00 ～ 19：00

【ONLY Mobile LTE powered by Y!mobile 】

【ONLY Mobile プラス LTE powered by Y!mobile】

第 1 条 (定義)
1. 当社は、「ONLY Mobile LTE・ONLY Mobile プラス LTE 利用規約」(以下「本規約」といいます) に基づき「ONLY MobileLTE」・「ONLY Mobile プラス LTE」(以下「本サービス」といいます) を提供するものとします。
2. ONLY SERVICE 会員規約 (以下「会員規約」といいます) において定義される用語は、本規約において別途定めがある場合を除き、本規約においても ONLY SERVICE 会員規約と同義に用いるものとします。
3. 本規約と会員規約の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとします。
4. 会員は、本サービスを本規約に同意のうえ利用するものとします。なお、会員は、Y!mobile 通信サービス契約約款 (Y!mobile LTE 編)http://www.eaccess.net/public/em/ についても併せて同意のうえ、利用するものとします。
5. 本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート (規格上の最大速度) であり、実効速度として保証するものではありません。75Mbps サービス (LTE ＋ HSPA+ サービス) に関しましては、75Mbps 対応端末で 75M 対応エリアのみ利用可能です。
第 2 条 (用語の定義)
本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本サービス	キャリアが提供する、AXGP 方式、FDD-LTE 方式、DS-CDMA 方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設備される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。) を使用して行う電気通信サービス
利用契約	会員が当社から本サービスの提供を受けるための契約
会員	当社と利用契約を締結した者
料金月	1 の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の記載日の前日までの間
移動無線装置	利用契約に基づいて、陸上 (河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。) において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのキャリアの電気通信設備
会員回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
EM chip	会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり当社から会員へ貸与されるもの
端末設備	当社が提供する、または指定する会員回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます) 第 9 条の登録を受けた者または第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下、同じとします。) 以外の者が設置する電気通信設備であって、端末機設備以外のもの
相互接続点	キャリアとキャリア以外の電気通信事業者との間の相互接続協定 (事業法第 33 条および第 34 条の規定に基づきキャリアがキャリア以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下、同じとします。) に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
会員回線等	1. 会員回線および会員回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信回線網であって、キャリアが必要に応じ設置する電気通信設備
	2. 相互接続点
キャリア	電気通信事業者であるワイモバイル株式会社をいいます。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算出等規則 (平成 14 年総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第 3 条 (利用契約の単位)
本サービスの利用契約は、1 人の ONLY SERVICE 会員につき、1 件の利用契約に限るものとします。
第 4 条 (利用契約の申込みおよび承諾)
1. 本サービスの利用契約を申し込みする者は、ONLY SERVICE 会員であること。
2. 会員は、本規約に同意したうえで当社所定の契約申込書を当社所定の提出先に提出するものとします。但し、既に会員である方は、本規約に同意したうえで身分証を提示し、当社が本人確認をした後に郵送する「ONLY SERVICE 契約申込確認書」が到着した日より既存会員からの申込書があったものとみなします。
第 5 条 (会員識別番号)
1. 本サービスの会員識別番号は、1 の会員回線ごとに当社が定めます。
2. 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、本サービスの会員識別番号を変更することがあります。
3. 本条前項により、本サービスの会員識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを会員に通知します。
第 6 条 (最低利用期間)
本サービスの最低利用期間は、当社が当該会員へ本サービスを提供するための設定が完了した日 (以下「開通日」といいます) を起算日とし、起算日を含む月 (以下「開通月」といいます) の翌月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月目の末日までとします。但し、キャンペーンなどにより最低利用期間が短縮した場合はこの限りではありません。
第 7 条 (利用契約の解除)
1. 当社は、第 17 条 (通信の停止) の規定により本サービスの利用を停止された会員が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。
2. 本条前項の規約にかかわらず、当社は、会員が第 17 条 (通信の停止) 第 1 項各号の規約のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その利用契約を解除できるものとします。
3. 当社は、本条前項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ会員にそのことを通知するものとします。
第 8 条 (利用契約の満了)
利用契約において、その契約に基づく契約月の翌月 (その契約が次条の規約により更新されたものであるときは、その更新日を含む月 (以下「更新月」といいます) とします。) から起算して 24 ヶ月目の末日 (以下「満了日」といいます) をもって満了となります。
第 9 条 (利用契約の満了に伴う契約の変更等)
1. 利用契約は、会員より利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から自動的に更新されます。
2. 最低利用期間が短縮した会員の利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から 24 ヶ月目の末日までを自動的に更新されます。
第 10 条 (ＥＭ ｃｈｉｐ)
1. 本サービス利用にあたり、当社より本サービスを利用するために必要なＥＭ ｃｈｉｐを貸し出すものとします。この場合において、貸与するＥＭ ｃｈｉｐの数は、1 の利用契約につき 1 とします。
2. 会員は、本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとします。
3. 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、ＥＭ ｃｈｉｐの仕様、性能等を予告なしに変更する場合があります。
第 11 条 (会員識別番号その他の情報の登録)
1. 当社は、ＥＭ ｃｈｉｐを貸与するときに、当社の貸与するＥＭ ｃｈｉｐに会員識別番号その他情報の登録等を行います。
2. 当社は、本条前項によるほか、第 5 条 (会員識別番号) 第 2 項または第 24 条 (修理または復旧の場合の暫定設置) の規定により会員識別番号を変更する場合は、会員識別番号等の登録を行います。
第 12 条 (ＥＭ ｃｈｉｐの情報消去および返還)
1. 当社は、次の場合には、当社の貸与するＥＭ ｃｈｉｐに登録された会員識別番号その他の情報を当社が別に定める方法により消去します。
① そのＥＭ ｃｈｉｐの貸与に係る利用契約の解除があったとき
② その他、ＥＭ ｃｈｉｐを利用しなくなったとき
2. 当社のＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員は、本契約を解約する、または本条前項の各号に該当する場合、そのＥＭ ｃｈｉｐを当社が別に定める方法により、速やかに返還していただきます。
3. 本条前項の規定によるほか第 10 条 (ＥＭ ｃｈｉｐ) 第 4 項の規定により、当社がＥＭ ｃｈｉｐの変更を行った場合、会員は、変更前のＥＭ ｃｈｉｐを返還するものとします。
第 13 条 (ＥＭ ｃｈｉｐの管理責任)
1. ＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員は、そのＥＭ ｃｈｉｐを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. ＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員は、ＥＭ ｃｈｉｐについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、第三者がＥＭ ｃｈｉｐを利用した場合であっても、そのＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、ＥＭ ｃｈｉｐ盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
5. 会員は、当社が会員に対しＥＭ ｃｈｉｐの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。
第 14 条 (暗証番号)
1. 会員は、当社が別に定める方法により、ＥＭ ｃｈｉｐにＥＭ ｃｈｉｐ暗証番号 (そのＥＭ ｃｈｉｐを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます) を登録することができます。この場合において、当社からそのＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている会員以外の者が登録を行った場合、当社はその会員が登録を行ったものとみなします。
2. 会員は、ＥＭ ｃｈｉｐ暗証番号を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。
第 15 条 (本サービスの廃止)
1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、本条前項により本サービスを廃止するときは、会員に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。但し、やむを得ない場合、または当社およびキャリア間の契約の全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 本条第 1 項の場合、当社は会員に対し、一切の責任を負わないものとします。
第 16 条 (提供の中止)
1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止できるものとします。
① 当社およびキャリアの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
② 当社およびキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき
③ 第 19 条により、通信制限を行うとき
2. 当社は、本条前項により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめ当該会員にお知らせするものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
第 17 条 (通信の停止)
1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間 (第 1 号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間、第 2 号または第 3 号の規定に該当するときは、当社が会員本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまでの間) 本契約に係る通信を停止することがあります。
① 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき (支払期日を 経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条においては同じとします。)
② 会員が本サービスの利用において第 25 条 (会員の義務) に違反したと当社が認めたとき
③ 会員回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承認を得ずに接続したとき
④ 当社が会員に会員回線に接続されている端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにも関わらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだとき。または、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の会員回線への接続を取りやめなかったとき
⑤ 違法にもしくは違法となるおそれのある態様、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
⑥ 本条前各号のほか、本規約に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 当社は、本条前項により通信停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および期間を会員に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
3. 本条の定めは、当社が会員に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。
第 18 条 (通信場所等の制約)
1. 通信は、移動無線装置がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 相互接続点との間の通信は、キャリアの総合接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信 (本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下、同じとします。) を行うことはできません。
第 19 条 (通信利用の制限)
1. ONLY Mobile LTE、ONLY Mobile プラス LTE については 24 時間ごとのご利用通信量が 300 万パケット以上ご利用のお客さまに対して、当日 21 時から翌日 2 時までの間、通信速度制御を行っています。また、2014 年 5 月以降、当月ご利用のデータ通信量が 10 ＧＢを超えた場合、当月末までの通信速度を制御します。
2. 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の設置をとることがあります。
① キャリアが別途定める機関が使用している会員回線以外のものによる通信の利用を中止する設置 (特定の地域の会員回線等への通信を中止する設置を含みます。)
② 特定の相互接続点への通信の利用を制限する設置
3. 本条前項による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、会員に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項の規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。
① 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の契約回線等への通信の利用を制限すること
② パケット通信を行うために設定された会員回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること
③ 会員が第 26 条 (禁止行為) に規約する禁止行為を行った場合に、その通信を切断または制限を行うこと
④ 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その会員回線からの通信の利用を制限または 中止すること
第 20 条 (当社の維持責任)
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) に適合するよう維持します。

第 21 条 (会員の維持責任)
1. 会員は、端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件 (昭和 60 年郵政省令 31 号) 等に適合するよう維持していただきます。
2. 本条前項の規定のほか、会員は、端末設備 (移動無線設装置に限ります。) または自営電気通信設備 (移動無線装置に限ります。) を無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) に適合するよう維持していただきます。
第 22 条 (会員の切分責任)
1. 会員は、端末設備または自営電気通信設備が会員回線に接続されている場合であって、会員回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 本条前項の確認に際して、会員から要請があったときは、当社は当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を会員に通知します。
3. 当社は、本条前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、会員の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、会員にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
第 23 条 (修理または復旧)
1. 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 本条前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 19 条の規約により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。
第 24 条 (修理または復旧の場合の暫定設置)
当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその会員識別番号を変更することがあります。
第 25 条 (会員の義務)
会員は本サービスの利用にあたって、以下の条件を承諾するものとします。
① 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
② 故意に会員回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
③ ＥＭ ｃｈｉｐに登録されている会員識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
④ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと
⑤ その他第 26 条 (禁止行為) に規定する禁止行為に該当する行為をしないこと
第 26 条 (禁止行為)
会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
① 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
② 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為
③ 他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは計算する行為
④ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

⑤ 他人の知的財産権 (特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等) その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑥ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
⑧ 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為
⑨ 無限連鎖講 (ネズミ講) もしくは連鎖販売取引 (マルチ商法) 等の開設、またはこれを勧誘する行為
⑩ インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
⑬ 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID 等、その他の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為
⑭ 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
⑮ その他法令に違反する行為
⑯ 第 1 号から第 15 号までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
⑰ ONLY SERVICE 会員規約の第 15 条に規定する行為

第 27 条 (料金)
本サービスの料金は、料金表に規定する月額基本使用料、契約解除料、初回登録手数料、ＥＭ ｃｈｉｐ再発行手数料、ユニバーサルサービス料とします。お支払いはお客様ご指定の(使用可能なブランドに限る)クレジットカードでの、お支払いとなります。※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。未成年者(12 歳以上 20 歳未満)の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額基本使用料】ご利用料金は ONLY Mobile 料月額、ONLY SERVICE 料月額、ユニバーサルサービス料月額の合計となります。(付加機能サービスも含む) 一時中断している期間も月額基本使用料は発生します。ONLY Mobile 新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】3，000 円 (税抜) ※初回のご請求については、事務手数料及びその他初回に対してかかる費用を合算して請求致します。ONLY Mobile 以外のその他 ONLY SERVICE(各オプションサービス) については、次月からの請求開始と致します。

第 28 条 (料金の計算方法等)
1．当社は、会員が利用契約に基づき支払う料金のうち、月額基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。但し、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算するものとします。
2．当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあるものとします。

第 29 条 (月額基本使用料の支払義務)
1．会員は、その利用契約に係る開通日から起算して利用契約の解約または解除があった月の末日までの期間について、料金表第 1 に規定する月額基本使用料 (月額基本使用料) を支払うものとします。但し、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2．本条前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
3．当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。

第 30 条 (月額基本使用料の日割り)
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

第 31 条 (解約)
1．会員は、毎月 20 日までに当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを当月末日をもって解約することとします。
2．会員は、毎月 21 日以降に当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを翌月末日をもって解約することとします。

第 32 条 (契約解除料の支払義務)
1．会員は、最低利用期間内に利用契約の解約または解除があったときは、料金表第 3 に規定する契約解除料を支払うものとします。
2．会員は、利用契約の解約または解除があったときは、料金表第 4 に規定する契約解除料を支払うものとします。但し、更新月の解約または解除の場合は除くものとします。

第 33 条 (初回登録手数料の支払義務)
会員は、本サービスに係る契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 に規定する初回登録手数料を支払うものとします。

第 34 条 (ＥＭ ｃｈｉｐ再発行手数料の支払義務)
会員は本サービスを利用するにあたり、ＥＭ ｃｈｉｐの紛失、故障による交換または再発行、およびＥＭ ｃｈｉｐの停止、再開があった場合、料金表第 5 に規定する手数料を支払わなければならないものとします。但し、ＥＭ ｃｈｉｐを当社から会員への輸送中の事故等当社の責めに帰すべき事由による破損、不具合がある場合は、無償により交換または再発行を行うものとします。

第 35 条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)
会員は本サービスを利用するにあたり、料金表第 1 の月額基本使用料に規定するユニバーサルサービス料を支払うものとします。

第 36 条 (割増金)
会員は、料金またはその他の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 37 条 (端数処理)
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 38 条 (損害賠償)
1．当社は、当社またはキャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用出来ない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社はその全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を切り捨てるものとします。) に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、第 16 条 (提供の中止) の規定により利用できない場合については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2．本条前項に関わらず、キャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスを会員に提供できなかった場合において、当社がキャリアから損害賠償を受領することができたときには、キャリアからの受領損害賠償額を限度として、当社は会員からの損害賠償請求に応じることがあります。この場合、賠償の対象となる会員が複数おり、会員への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各会員への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を当社の基準に従って各会員に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第 39 条 (利用契約の譲渡)
会員が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができないものとします。

第 40 条 (分離性)
本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 41 条 (個人情報の保護)
1．会員は ONLY SERVICE 会員規約の【お申込による個人情報の取扱いについて】を理解するものとします。当社は、本サービスおよび各種サービスの提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、本サービスおよび各種サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合
2．個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付します。
3．個人情報に関する問合せ先は、以下となります。

株式会社ベネフィットジャパン個人情報保護管理者取締役管理本部長
電話番号 06 － 6223 － 9888HPhttp://www.benefitjapan.co.jp/
4．個人情報に関する苦情、解決の申し出先は、以下となります。
一般財団法人日本情報経済社会推進協会　個人情報保護苦情相談室
電話番号 0120 － 700 － 779

第 42 条 (お問合せ先)
本サービスに関するお問合せは、以下となります。
株式会社ベネフィットジャパン カスタマーサポートセンター
050 － 3387 － 0630
11：00 － 19：00(年末年始・当社指定休日を除く)

2013 年 7 月 8 日制定
2014 年 4 月 1 日改定
2014 年　8 月　1 日改定

■料金表

第 1 表 ONLY Mobile LTE・ONLYMobile プラス LTE に関する料金

1．サービス料金

月額基本使用料　(税抜)

項目	価格
ONLY Mobile LTE	3，696 円
ONLY Mobile プラス LTE(24 ケ月目迄)	5，219 円
ONLY Mobile プラス LTE(25 ケ月目以降)	3，696 円
ユニバーサルサービス料金	3 円

第 2．初期費用　(税抜)

項目	価格
事務手数料	3，000 円

第 3．契約解除料

ONLY Mobile LTE　ご契約者　(税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥36,572	￥36,572	￥35,429	￥34,286	￥33,143	￥32,000	￥30,857
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥29,714	￥28,571	￥27,428	￥26,285	￥25,142	￥23,999	￥22,856
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥21,713	￥20,570	￥19,427	￥18,284	￥17,141	￥15,998	￥14,855
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥13,712	￥12,569	￥11,426	￥10,283			

ONLY Mobie プラス LTE　ご契約者　(税抜)

開通月	1 ヶ月目	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目
￥66,286	￥66,286	￥63,905	￥61,524	￥59,143	￥56,762	￥54,381
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	13 ヶ月目
￥52,000	￥49,619	￥47,238	￥44,857	￥42,476	￥40,095	￥37,714
14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	19 ヶ月目	20 ヶ月目
￥35,333	￥32,952	￥30,571	￥28,190	￥25,809	￥23,428	￥21,047
21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目 (満了月)			
￥18,666	￥16,285	￥13,904	￥11,523			

第 4．契約解除料　(税抜)

項目	価格
最低利用期間経過後の更新月以外	9，500 円

第 5．契約解除料　(税抜)

項目	価格
EM chip 再発行手数料	2，000 円

【ONLY Wi-Fi 安心サービス】

株式会社ベネフィットジャパン (以下「当社」といいます) は、以下に定める故障安心サービス規約 (以下「本規約」といいます) に従い、移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「ONLY Wi-Fi 安心サービス」(以下「本サービス」といいます) を提供します。

第 1 条 (本規約の取り扱い)
1. 本規約に定める規定は全て ONLY SERVICE 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては ONLY SERVICE 会員規約に記載されている内容によるものとします。
また、ONLY SERVICE 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。
この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
3. 変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、ONLY SERVICE 会員規約の用語の定義によるものとします。
第 2 条 (提供単位)
1. 当社は、ONLY SERVICE 会員規約に基づき提供する ONLY Mobile LTE・ONLY Mobile プラス LTE・ONLY Mobile4G・ONLY Mobile プラス 4G・ONLY Mobile Xi®・ONLY Mobile プラス Xi®(以下「ONLY Mobile」といいます) 契約につき、本契約を締結します。
2. 利用会員は、その本サービスに係る ONLY Mobile の会員と同一の者に限ります。
第 3 条 (適用対象)
1. 本サービスの適用対象は、現に会員回線に接続している対象移動機であって、会員が当社または当社の正規販売代理店より直接購入されたものに限ります。
2. 対象移動機は、当社に登録されている会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。
3. 本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。
4. 前三項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前三項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。
(1) 対象移動機について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が会員本人でない場合
第 4 条 (適用範囲)
本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等 (以下、「故障等」といいます) は以下に定めるとおりとします。
(1) 対象移動機の盗難
(2) 対象移動機の紛失
(3) 対象移動機の自然故障 (取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障)
(4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損
第 5 条 (本サービスの利用手続)
利用者が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。なお、利用者が Wi-Fi 端末と EM chip または SIM(以下「端末等」といいます) を当社に郵送するものとします。郵送された端末等を検品し、EM chip または SIM が使用不能であると判断した場合には、利用者に対して当社から電話連絡します。Wi-Fi 端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類 (盗難届、遺失届) の写しがない場合、当社は申請の受付を行わないものとします。検品後、当社のリファビッシュ品の端末 (返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品) と EM chip または SIM を郵送いたします。Wi-Fi 端末等を郵送した月の ONLY SERVICE 月額基本使用料に交換代金として 2, 762 円 (税抜) を加算して請求いたします。EM chip または SIM が使用不能の場合は、Wi-Fi 端末等を郵送した月の ONLY SERVICE 月額基本使用料に交換代金 2, 762 円 (税抜) に EM chip 再発行手数料 2, 000 円 (税抜) または SIM カード再発行手数料 3，000 円 (税抜) を加算して請求いたします。
第 6 条 (契約申込み)
1. 本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込むものとします。
2. 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申込むものとします。
第 7 条 (申込の承諾)
1. 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
(1) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
(3) 会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
(4) 対象移動機の主たる利用者が会員本人ではないとき。
(5) その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。
3. 当社は本サービスの申込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。
第 8 条 (契約の成立)
本規約の成立は、本規約第 5 条 (申込) に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで当社がその申込を承諾し、ユーザ登録が完了したときに成立します。
但し、本サービスの申込と同時または事前に申込まれる ONLY SERVICE 会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。
第 9 条 (解約)
1. 利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. ONLY SERVICE 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
3. 別紙 1. 故障等の場合の修理代金の補償等 (4) に定めるサービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。
第 10 条 (本サービス適用期間)
本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。
第 11 条 (料金)
本サービスの料金 (以下「利用料金」といいます) は、ONLY Wi-Fi 安心サービス利用料とします。
利用料金は月額 400 円 (税抜) となります。
第 12 条 (利用料金の支払い)
1. 利用会員は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算 (ONLY Mobile と同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。) して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を ONLY SERVICE 会社規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。
2. 利用会員は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 当社は会員が利用料金の支払を怠った場合は、サービスの一次停止などの措置を講じるものとします。
第 13 条 (利用料金の日割り)
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。
第 14 条 (消費税相当額の加算)
利用会員が支払う金額は、消費税相当額 (消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。) を加算した額とします。
第 15 条 (延滞利息)
利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14．5%の割合 (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。) で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
第 16 条 (免責)
1. 当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。
(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等 (以下総称して「故障等」といいます) の場合
(2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
(3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
(4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
(5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
(6) 当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
(7) 利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
(8) 対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行なう事が難しい場合
(9) 携帯端末機器の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
(10) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合
(11) 利用者が利用者資格を有していないときに発生した毀損等
(12) 前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して 6 ヶ月を経過せず発生した毀損等
(13) 証開始日から 2 年目の応答日 (※) の前日 (利用開始日から 2 年目となる日に到達した利用者については、その日から次の 2 年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。) までの間で、携帯端末機器交換の対象となる 3 回目以降の毀損等。
(※)2 年目の応答日：n 年 m 月 1 日を保証開始日とした場合、n +2 年 m 月 1 日とする
(14) 携帯端末機器の盗難が未遂であった場合
(15) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等
2. 当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

2013 年 7 月 8 日制定

〒 541-0045
大阪府大阪市中央区道修町 1-5-18
朝日生命道修町ビル 8F
株式会社 ベネフィットジャパン

【ベネフィットジャパンカスタマーセンター】

050-3387-0630

※年末年始・当社指定休日を除く　11：00 〜 19：00

※お問合わせの際は、番号をよくお確かめください。